

ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル改定（平成21年3月付）
への対応について

平成21年4月6日

認定特定計量証明事業者各位

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター

拝啓、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より私どもの認定業務に多大なご尽力を賜りまして誠にありがとうございます。
す。

このたび、ダイオキシン類の測定方法に係る「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（以下「土壌マニュアル」という）」が平成21年3月付けで改定されました。主な改定点は以下の通りです。

- ① 用語・略語の定義の追加として、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計をGC/HRMSと略記したこと、及び本文中の“GC/MS”を全て“GC/HRMS”に変更したこと（高分解能質量分析計による測定を強調するものである）
- ② 調査方法における調査の進め方について、「土壌のダイオキシン類簡易測定法マニュアル（平成21年3月）（以下「簡易測定法」という）」と整合を採ったこと
- ③ 「器具及び装置」（5.3）におけるGCカラムの規定で、簡易測定法との違いを明確にしたこと（PCDD/Fs測定において、2種類以上のカラムの併用を義務付けている）

（「主な改定点（平成21年3月）」を参照のこと）

なおこれらの改定点については、現在「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（平成20年3月）」を「計量の方法」として認定を受けている全事業所が既に適切に対応しており、今回の改定による器具及び装置、手順等の変更の必要性はありません。

したがって、当該改定に基づき品質文書等を改訂する必要があるかどうか、またその時期等については、当センターとして特に定めることはありませんので、貴社の方針や依頼者との契約条件等に従って自主的にご判断ください。

また、この土壌マニュアル改定に伴って、計量証明書に記載する「計量の方法」を変更され、その他必要に応じて品質マニュアル等関連の品質文書を変更（改訂）された場合であって、その改訂の中に下記の表（変更の届出の対象となる事項）に該当するものがある場合は、当該変更文書について認定申請書記載事項変更届を提出してください。その際、様式中「4. 変更の事由」の欄には「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル改定（平成21年3月）に伴う計量の方法の変更等」のようにご記載いただくようお願いいたします。

また同時に、認定証附属書における当該媒体の計量の方法を、「土壌マニュアル（平成20年3月）」から「土壌マニュアル（平成21年3月）」へ訂正する必要が生じますので、変更届に認定証附属書を忘れずに添えて提出してください。

敬具

【参考】「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（平成21年3月改定）」及び主な改定点（平成21年3月）

<http://www.env.go.jp/chemi/dioxin/manual/dojo-manual.html>

(問い合わせ先) 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 認定センター
計量認定課 特定計量証明事業者認定業務室(MLAP室)
TEL : 03-3481-1633
FAX : 03-3481-1937

変更の届出の対象となる事項

事業者若しくは事業所の名称

特定計量証明の事業の実施の方法を定めた書類(施行規則第49条の3第3号関係)

- 特定計量証明事業に係る文書目録(品質文書一覧)
- 特定計量証明事業に係る品質マニュアル
- 特定計量証明事業に係る標準作業手順書
- 特定計量証明事業に係る組織図
- 計量証明書の様式

特定計量証明書に従事する者の氏名及びその略歴(施行規則第49条の3第4号のロ関係)

- 統括管理者の氏名
- 計量管理者の氏名
- 品質管理者の氏名
- 計量管理者の代行者(計量管理者(副))の氏名

特定計量証明事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を示した図表等(施行規則第49条の3第4号のハ関係)

特定計量証明事業を行う施設の概要(施行規則第49条の3第4号のニ関係)

- 事業所内の配置図
- 施設における器具、機器及び装置の配置図